

論文

日本中世前期における起請文の機能論的研究

—神仏と理非—

佐藤 雄基

はじめに

起請文とは、神仏に誓いを立て、その誓いが嘘であった場合、あるいはそれを破棄した場合、神仏の罰を受ける旨を記した文書である。平安末期に発生し、戦国期には様式的完成を遂げるものの、江戸期には衰退する。起請文は神仏への信仰に特徴づけられた日本中世を象徴する文書である。⁽¹⁾

起請文については、神判として比較史的に論じた中田薰の古典的研究以来膨大な研究史がある。⁽²⁾ 文書料紙（牛王宝印）や血判に注目した形態論的研究⁽³⁾、起請文への神仏の勧請やカミ概念の変化を論じた思想史・精神史的研究⁽⁴⁾、起請文を焼くという慣行や神罰・仏罰への恐怖などに民衆意識を探った社会史的研究、東寺文書や高野山文書など文書群ごとの研究に加えて、近年では千々和到氏らによって護符文化としての総合的研究が進められている。⁽⁵⁾ しかしながら、法制史的関心から、中世後期の湯起請が日本古代の神盟裁判との関係について注目され、最近では清水克行氏によつて中世後期社会の時代性の中で捉えられつつあるもの⁽⁶⁾、中世前期の訴訟における起請文の機能についてはまだ未解明の部分が多い。

日本中世前期における起請文の機能論的研究（佐藤）

一(五三)

中世前期における起請文の成立論については、佐藤進一氏が古文書学の観点から見通しを示している。すなわち起請文の典型的な文書様式は、遵守すべき誓約を述べた前書部分と神仏を勧請した上で誓いを破った際の自己呪詛文言を記した神文・罰文部分との二つから構成される。⁽¹⁰⁾こうした様式的な特徴に注目した佐藤氏は、上位権力の許可を請う古代の「起請」と神を祭る「祭文」との二つが合わさって起請文が発生したと論じた。⁽¹¹⁾

一方、起請文が登場する社会的背景については、「不安な社会と宗教的思想」「土地的利益の争奪」などの一般的背景が説かれる他に、⁽¹²⁾莊園制的支配に関連づけて論じられてきた。河音能平が起請文を莊園制的領域支配と分裂支配の道具であると論じたのに対して、黒川直則氏は百姓が起請文を利用して領主に訴える側面に注目⁽¹³⁾し、入間田宣夫氏は起請文を媒介にした領主・百姓間の合意の体系が中世莊園制社会に成立したことを論じた。⁽¹⁴⁾入間田氏によつて起請文の利用が莊園制成立期の院政期に遡ることが明らかにされ、最近では上島享氏や小川弘和氏によつて起請文にみえる中世的神仏体系と国郡制・莊園制との関係が論じられている。⁽¹⁵⁾だが、これまで起請文の利用が本格化する時期と考えられてきた鎌倉期の位置づけは明らかではない。⁽¹⁶⁾棚橋光男氏が院政期の神判の具体相を論じ、⁽¹⁷⁾フランシーヌ・エライユ氏の概論的な研究や『玉葉』⁽¹⁸⁾の事例を整理した芝野康之氏の研究もあるが、起請文の先駆的現象に注目が集まり、院政期と鎌倉期との段階差は不分明のままなのである。⁽¹⁹⁾

このように中世後期にみえる牛王宝印や湯起請などの研究と、院政期における莊園制的支配をめぐる研究との狭間にあって、鎌倉幕府の起請文研究は低調であり、石井良助の古典的研究を除けば専論もない。⁽²⁰⁾だが、起請文が訴訟制度に本格的に組み込まれるのは鎌倉幕府訴訟の特徴であり、その位置づけを行う必要がある。一方、鎌倉幕府訴訟の特徴は、訴訟審理を通じて当事者の道理（衡平感覚）にかなつた理非（主張の是非）判断を導き出す点にあると考えられている。⁽²¹⁾神仏の論理に基づく起請文と、訴訟審理に基づく理非判断とは一見整合しないようみえるが、この両者の関係にこそ、鎌倉幕府訴訟の特質を考える手がありがあるのでなかろうか。

以上のような課題を踏まえて、第一章では基礎的研究の少ない鎌倉幕府訴訟における起請文利用、第二章では院政期における起請文利用、第三章では鎌倉期の公家法における起請文のあり方を解明して、中世前期の起請文の機能論的研究を試みたい。

第一章 鎌倉幕府訴訟制度における起請文の機能

第一節 参籠起請とその機能

鎌倉幕府訴訟制度における起請文利用のあり方は、主に参籠起請と証人の二つに分けられる。第一節では参籠起請についてみていく。参籠起請とは、（自己の無実などの）誓いを立てた後に一定期間社殿などに参籠して、誓いが偽りであるときに発生する「失」と呼ばれる現象の有無によって、誓いの真偽を判定する方式である。

一二三〇年代半ばには幕府は参籠起請の手続きの整備を進めていた。⁽²⁴⁾ 文暦一（一二三五）年閏六月二十八日の定書は、「失」の判定について評定所内部で取り定めたものである。⁽²⁵⁾ すなわち期間中の本人の病気、家族・親戚の死など、九箇条にわたって「失」の内容を定義した上で、まず起請文を書いてから七日間「失」がなければ、社頭に参籠して、もう七日間「失」がないようであれば、「惣道之理」に基づいて「御成敗」（裁許）を加えるとしている。起請の「失」が表われないことに、誓いが偽りではないという神意の表われを読み取り、「惣道之理」すなわち道理一般に基づく裁許を行うとする認識は重要である。神意に基づいて事実判定を行う参籠起請と、当事者の個別事情や衡平感覚を斟酌して「道理」を導きだす理非判断とは、当時の幕府裁判において矛盾したものとは考えられていなかつたのであろう。

ここで「失」の判定に要する日数の規定がみられることが重要である。院政期・鎌倉期の起請文には「近者三日、遠者

七日内、可_レ罷_レ蒙候⁽²⁶⁾』という表現がしばしばみられたが、必ずしも明確な基準によって定まったものではなかつた。清水克行氏も指摘するように、慣習的に行われていた参籠起請と「失」に対して、この幕府法は一つの基準を与えるものであり、室町前期には先例として意識されていた。⁽²⁸⁾

つづいて仁治元（一二四〇）年十二月十六日の幕府法では、起請文を「他領の社において書くべからざる由」を述べる「諸社神人ならびに神官等」の主張を退けて、京都ではひとしく北野社の社頭で起請文を書かせるように六波羅探題に指示している。⁽²⁹⁾起請を行う場所を北野社に限定して、諸社・諸本所間に統一の基準を作ろうとしたのであるう。

これらの法令の整備に先立つて、一二三〇年代前半には鎌倉幕府裁判における参籠起請文の実例が現われる。一二三〇・四〇年代に集中して、次の三事例が確認できる。

【事例一】『吾妻鏡』寛喜二（一二三〇）年五月五日・六日・十四日条

五月五日、将軍の常御所での御剣御衣の盜難事件に際して、北条泰時が陣頭指揮を執つて捜査に乗り出した。泰時は翌六日まで、御所に伺候していた者たちを侍所に招集して取り調べを続け、宿直の侍と「美女」（下級女房⁽³⁰⁾）の二人に嫌疑をかけた。そこで鶴岡八幡宮に参籠して起請文を書くように泰時は二人に命じた。七日間の参籠の後、起請文の「失」が表われると、泰時は二人に将軍御所追放という処分を下した。

この事例では、まず盜品が発見されていない点に注意したい。「御成敗式目」第四条に「兼ねて又同類の事、たとひ白状に載すると雖も、贓物無くば更に沙汰の限りに非ず」と述べられているように、盜犯の罪科認定に際して本人の自白よりも盜品の有無を重視するのが鎌倉幕府法の特徴である。⁽³¹⁾だが、将軍御所での事件に「驚き憤」って陣頭指揮を執つていた泰時は、事件を未解明のままにせず、参籠起請を利用して、盜品の有無にかかわらず、犯人を確定して事件を決着させている（御所追放という处罚も軽いように思われる）。⁽³²⁾

【事例二】『吾妻鏡』寛元二（一二四四）年七月二十日・八月三日条

見西（市河掃部允高光法師）が落合蔵人泰宗との密通の罪で前妻の藤原氏を訴えた。これに藤原氏が反論したため、七月二十日から七日間、落合蔵人泰宗と藤原氏が、鎌倉の荏柄天神の社壇において参籠起請を行った。このとき寂阿と西仏の二人（おそらく侍所職員³³）が幕府の使者として派遣され、「失」の有無を実検している。七日七夜起請の「失」がなかったという使者両名の報告に基づいて、見西との間で相論になっていた所領を藤原氏に領掌させるという裁許がなされた。

これは密通をめぐる参籠起請の事例である。ここで注意したいのは、この係争地が、結婚のときに離別の際には藤原氏が領掌するという契約を交わしていた所領であり、離別後、藤原氏が所領引き渡しを求めて訴訟を起こしていたことである。離別に伴う夫婦間での所領相論が、密通の訴えの背景にある。幕府法廷の方針は「契状」を重視して藤原氏勝訴の方向で固まっていたようである。見西の訴えは、藤原氏に密通の罪科（「御成敗式目」三十四条によれば所領没収）を負わせ、所領相論における藤原氏の立場を不利にすることを狙つたものであった。³⁴ 密通の有無は第二二者には判定し難いが、幕府としてはこれを無視し難いので、藤原氏に参籠起請させ、無実の証明をさせた上で、藤原氏勝訴の判断を下している。

【事例三】宝治二（一一四九）年正月十日付関東下知状³⁵

結という人物が死に際に（結の縁者と推測される）惟久に「契状」（内容不明であるが所領譲渡などの内容をもつと考えられる）を与えたものの、（やはり結・惟久の縁者と思われる）惟景がその「契状」は結の自筆ではない上、花押を判定する類判もないと訴えている。これに対しても惟久は、結の乳母の冷泉女が、結の口述に基づいて代筆したという反論を加えている。その真偽判定のため、冷泉女が鶴岡若宮に参籠している。小別当審快と宣命使清範の二人が社家の使者として「失」の有無を見守ったところ、二人の「注進状」によれば、七日間「失」が表われなかつたものの、「月水」（月経）があつたので今朝退出したという（前述の文暦二年幕府法にみえるように、出血であつても「月水」は「失」の例外とされた）。惟景は「月水」ではないと反論したが、使者を派遣して若宮に残された血痕を確認したところ、確かに「月水」であるという報告があつた。その結果、惟景の訴えを退けて、結の契状の通りに惟久の領掌を認める関東下知状が発給された。

これは前欠であることもあって背景が明らかではないが、所領相続をめぐる相論において文書の真偽が争点となつた事例である。惟景が当初主張したように、契状の真偽は本人の自筆・花押に基づくのが通常であるが、この事例では参籠起請を経ることで、代筆の契状を有効としている点が特徴的である。

以上の三事例から分かるように、幕府は日数を決めて「参籠」させ、使者に実検させることで、「失」の有無を客観的に確認している。起請文とは本来、宣誓と自己呪詛によって完結するものであった。これに対して、起請文を書いた上で参籠して「失」の有無を問うて真偽を決定をする方式が参籠起請であった。参籠起請は、盜犯・密通・文書偽造などの《罪と罰》に関わる問題に用いられていた。真偽を判断し難い問題であるのにもかかわらず、罪科の有無を判断しなければならないとき、落とし所をつけるために利用されていたようである。特に【事例二・三】は、本来別の相論があり、結論が出ようとしていたところに、不利な側から別の罪状が持ち出されたとき、その訴えを退けて相論の理非判断を可能とする点に特徴があった。真偽を決し難い事実の判定に用いられた参籠起請は、当事者の個別事情を斟酌して「道理」を導きだす理非判断を補完する役割を果たしていたのである。

第二節 相論における訴訟当事者の起請

一二三〇年代には幕府は参籠起請以外にも相論の立証手続きに起請文を組み込んでいた。次に掲げるのは、嘉禎四（一三八）年八月五日の幕府法である。^{〔36〕}

一、諸人相論事、

右、証文顕然之時者、不レ及ニ子細、若証文不分明者、可レ被レ叙「用証人申状」也、又証文顕然之時者、証人申状不レ能ニ叙用ニ歟、又証文与ニ証人共以不分明者、可レ及ニ起請文ニ歟、証文証人顕然之時者、不レ及ニ起請文ニ也、

ここでは諸人相論における証文・証人・起請文の優先順位を定めている。まず証文が明らかであれば、証文を採用する

べきであり、次に証文が明らかではない場合には証人を用いるが、証文も証人も何れも明らかではない場合には起請文を用いる、と定めている。幕府法廷での証人申状には偽証のないことを誓う「起請之詞」を用いるのが通常であるから、この幕府法にいう起請文を用いることとは、相論の当事者一方が立証のために自ら起請文を提出することを認めるという意味である。罪科の有無をめぐる立証に用いられた参籠起請と同様に、所務相論においても訴訟当事者の起請文提出が行われていたのである。

この幕府法の出された翌年、訴訟当事者の起請文提出に関わる事例が二例確認される。

【事例四】 延応元（一二三九）年五月二十五日付関東下知状³⁷

山代三郎固の死後、固女子（源氏）と後家尼との間で相論が起こっていた。幕府法廷において両者の提出文書を審理した結果、後家尼所進の譲状が証拠となつて後家尼の知行が認められそうになつたが、固女子が後家尼の改嫁（再婚）を訴えた。幕府法では後家は再婚すると亡夫の所領への権利を失つたからである（「御成敗式目」二十四条）。幕府が後家尼を召喚したところ、固女子の主張と食い違つたので、起請文を書くように命ずると、後家尼は改嫁の事実がない旨を誓う起請文を提出した。幕府は固女子の訴えを退け、固の譲状の通りに後家尼の一期知行を認める下知状を発給した。

この相論の発端は山代三郎固の遺産相続をめぐる争いであり、証文の審査の段階で後家勝訴の方向で固まつていたらしい。固女子はおそらく逆転勝訴を狙つて後家改嫁の訴えを起こしたのであろう。これに対して、幕府は、改嫁の事実の有無は証文や証人によって明らかにしがたく、改嫁自体は罪科でもないので、後家に起請文を提出させることで、改嫁の事実がないと見做して、後家勝訴の裁許を出したのである。

【事例五】 寛元元（一二四三）年十二月二十三日付関東下知状³⁸

相良頼重が伝領していた京の綾小路京極の土地に対して、伯父の蓮仏が証文を借り出してそれを押領してしまったので、頼重は伝領の事情について起請文を書きたいと訴えた。これに対して蓮仏は、頼重の主張を全て「虚言」であるとした上

で、起請文は一人が書くものであり、相論の当事者双方が書くものではないとして拒否をした。⁽³⁹⁾ それに対しても、蓮仏は起請文を書くことを逃れようとしているので、その訴えを取り上げるのには及ばないという幕府の判断が下っている。

この事例の勘所は、証文をもたないという不利な状況下において、頼重が起請文の提出を自ら申し出たことである。これに対して、蓮仏は起請文提出を拒否したが、「起請を遁れ申し」たことが幕府法廷の心証を悪くして、頼重勝訴の裁許が下されたのである。蓮仏のもつ証文についても、権利の移転を示す手継文書がないという理由で却下されている。

何故、蓮仏は起請文の提出を拒否してしまったのであろうか。幕府法の原則では訴訟審理において証文が優先されるため、証文をもつ蓮仏としては、起請文提出の必要性を感じなかつたということであろう。それ故に「失」の有無という一種の偶然性に左右されるリスクを忌避したのではなかろうか。⁽⁴⁰⁾

逆にいえば、起請文を提出するという行為自体に、自分は「失」を恐れないこと、すなわち自己の主張には偽りがないというアピールをする意味合いがあつたと考えられる。⁽⁴¹⁾ 訴訟にあたってのアピールや自己の主張の正当性の担保という点では、仁治二（一二四二）年に制定され、『吾妻鏡』寛元四（一二四六）年三月十三日条を最後にして姿を消す「懸物押書」⁽⁴²⁾ の制度が注目される。「懸物押書」の制度とは、提訴に際して所領を「懸物」として指定し、敗訴した場合にはその所領を没収するというものであり、濫訴の予防を目的としていた。だが、その制度が成立する背景には、所領没収のリスクを冒してでも押書（誓約）を差し出すことで、自己の主張に正当性があることをアピールする当事者の動きがあつたと考えられる。⁽⁴³⁾

実際に訴訟当事者の起請文提出が認められた事例は、管見の限り【事例四】しか見当たらず、この【事例五】においても蓮仏が起請文を「遁れ申し」たことが裁許の際の心証に影響したために裁許状の文面に登場したのにとどまる。「懸物押書」や第一節で検討した参籠起請と同じく、訴訟当事者の起請文提出もまた一二四〇年代を最後にして姿を消すのである。残存史料の絶対数自体は鎌倉後期に増加することを考慮すれば、単なる残存史料の偶然的な偏りではなく、一二三

○・四〇年代の執権政治期の御家人間相論における特徴として位置づけることが可能である。村井章介氏が指摘するように、承久の乱後の執権政治期は、外部では公家政権・本所との折衝、内部では將軍勢力・外様御家人などとの均衡の上に成り立っていたため、当事者間の個別事情と衡平感覚、合意形成を重視した訴訟処理（理非判断）を志向せざるを得なかつた。⁽⁴⁴⁾ 白黒つけがたい局面において、個別の事情を斟酌しつつも、起請文（神仏）という外部的パロメーターによつて「失」の有無を示すことで理非判断を下そうとする姿勢は、個別的な論点を持ち込む当事者の衡平感覚を無視し得ない執権政治期の幕府訴訟の特質であるといえよう。これに対しても、いわゆる得宗専制期になると、訴訟手続きが整備され、一般性をもつて認識される規範に基づくシステムティックな訴訟処理が行われるようになる。⁽⁴⁵⁾ 所務沙汰において相論を有利に進めるために、相手方の罪科（密通や悪口など）を訴えることはしばしば行われるが、十三世紀後半の幕府裁許では、密通の有無のような判断し難い問題は「沙汰に及ばず」として取り扱わぬ方針がとられるようになる。⁽⁴⁶⁾ 相論の争点を分節化して、判断を要する論点と判断を下さない論点とに弁別する姿勢は、宝治年間の関東下知状から確認され始めるが、⁽⁴⁷⁾ 参籠起請は宝治三（一二四九）年の【事例二】が最後となる。白黒をつけがたい個別の案件について、起請文・参籠起請によつて当事者の衡平感覚を満たした解決を図るということは、宝治年間以降は行われなくなつていくのではなかろうか。⁽⁴⁸⁾

第三節 証人の起請

訴訟当事者による起請文が姿を消す一方、鎌倉幕府法廷の証人に「起請之詞」を付した文書の提出が求められるというあり方は、鎌倉幕府滅亡まで存続する。証人の起請文としては、「山国・吉富百姓起請文」によつて謀書の認定をしていいる建保三（一二一五）年の幕府問注所勘状の事例があるが、⁽⁴⁹⁾ 証人申状自体の実例は天福元（一一三三）年頃の親元法師請文⁽⁵⁰⁾ が初見であり、訴訟における起請文利用とほぼ同時期である。

さらに幕府裁許において証人起請文の役割がみえる興味深い事例が、文暦一（一二三五）年七月六日付の関東裁許状で

ある。⁽⁵¹⁾ 熊谷時直・資直の兄弟間相論の中で、以前に幼少の頃の時直に將軍家の下文が与えられたことについて、外祖父の恩田太郎入道蓮阿が取り計らったことであるので、連阿を召喚して尋問するように資直は幕府に訴えた。⁽⁵²⁾ これに対し、時直は証文が明らかなときは証人に問い合わせることはないと「定め置か」れていると反論している。証人よりも証文を優先するという嘉禎四（一二三八）年の幕府法（第二節参照）の考え方が文暦二年以前に成立していたことが分かる。これに対して、母尼は「起請之詞」を付した申状を提出して、時直の「非拠」を申し立て、外祖父の蓮阿もまた（幕府からの問い合わせに）請文を提出し、時直の「無道」を証言している。「曖昧な詞によつて証文を破りがたい」として時直は反論したが、母と蓮阿の「起請文」が決め手となり、西熊谷郷と三入荘三分の一の地頭職を資直に認める裁許状が下っている。この事例からは、「起請之詞」を付した証人の申状が「起請文」と呼ばれていることが分かるとともに、幕府法廷が必ずしも証文を最優先する訳ではなく、証人の申状（起請文）を考慮しつつ、柔軟に判断・選択を行つてゐる様子が分かる。そして証人とされている人物が、第三者ではなく、外祖父という当事者の親族である点は注目される。兄弟間相論という相論の性格も関係すると思われるが、幕府法廷は関係者の判断を尊重して裁許を下してゐるのである。幕府が必ずしも証文に拠らない判断を示す場合に、証人申状（起請文）を選択的に用いた点が、この事例の特徴であろう。

それでは何故、幕府は証人の立証を起請文という形で行うことを求めたのであろうか。まず起請文の役割を定めた前掲の嘉禎四年の幕府法をみると、証人よりも証文を重視するという点で、音声よりも文書を重視する鎌倉幕府の文書主義があらわれた法令であると位置づけられる。⁽⁵³⁾ 幕府法廷が起請文の効力を判断する際、花押の有無を重視することもまた、通常の文書の審理と同じであり、起請文の利用自体に、文書主義という一面がみえるのである。

証人に口頭陳述ではなく文書の提出を求めることが自体、鎌倉幕府裁判に特徴的なものである。それなりの手続き形式をとった音声による誓約自体は、「天神地祇及天皇」に対するいわゆる「吉野の盟約」にみられるように七世紀には存在しており、院政期（十二世紀）の地域社会でも「誓言」を行い、「冥罰」が顕れないことによる立証が行われていた。⁽⁵⁴⁾ 一方で、⁽⁵⁵⁾

院政期には起請文も広まりつつあり、「誓言状」といわれるようすに本来は音声でなされた「誓言」を文書化する動きも進んでいた（第二章第二節でも後述⁽⁵⁷⁾）。その延長上に、鎌倉幕府では本来口頭で述べるべき証人陳述が文書提出で行われた上で、さらに「口状」の信憑性を補完するものとして「起請之詞」を付すことが行われたと考えられる。

一二五〇年代以降、参籠起請を含む訴訟当事者の起請文がみえなくなる一方で、鎌倉幕府訴訟の証人や使節については、証言に偽りがないことを誓う「起請之詞」を付した請文を提出することが定式化するが、それらも史料上の表現では「起請文」として認識されていた。⁽⁵⁸⁾ すなわち一二三〇・四〇年代の訴訟処理では当事者の衡平感覚を満たして理非判断を補完するものとして機能していた起請文は、鎌倉後期には証人・使節の宣誓という、より合理的な局面に用途を限定して定着していく。鎌倉後期の起請文は、証人による立証を保証する機能を果たしていた。起請文の利用によって幕府の訴訟制度は、証人と証文による事実認否をシステムティックに行い得たのである。

このように整備された幕府法廷には、起請文を用いないという原則をもつ分野が存在していた。鎌倉末期の幕府訴訟のマニユアルである『沙汰未練書』には次のような記述がみえる。

一、利錢以下負物証文等、無沙汰左右誓文詞不可レ書レ之、於ニ公家武家、不可レ及ニ執沙汰ニ云々、但可レ依ニ文章也、

ここでは借書には、返済できなかつた場合にどうするのかという「誓文詞」（起請之詞）を書くべきではなく、書いてあつた場合にも、公家・武家の裁判では取り上げないという原則を示しつつ、文章の書き方によつては取り扱う場合もあるという含みを残している。

中田薰は借書に起請文が用いられていた事例として正安四（一二〇二）年九月二十日付太郎利錢借文を挙げている。⁽⁵⁹⁾ だが、この借文は、同じ質物を担保に他所から借錢していらない点を誓約して「起請之詞」を付しているのに過ぎず、借書に起請文が用いられていた事例とするのは適切ではない。現在伝わっている借書に「起請之詞」が利用されている事例はほ

とんど確認できない。

このような貸借関係をめぐる訴訟は、鎌倉幕府の裁判区分では雑務沙汰としてカテゴライズされていた。この雑務沙汰については起請文の利用を控えるという考え方があったことは重要である。その理由は明らかではないが、本章の議論が手掛かりになる。すなわち、人事を尽くしてもなお白黒を決し難いのにもかかわらず、何らかの公的な決定が必要とされる局面（主に所領をめぐる所務沙汰や罪科をめぐる検断沙汰）において起請文は利用されたのである。一方、金錢物品の貸借関係の場合は、その契約を破棄ないし違反した場合には、質物をとられるという当事者間の契約関係が明白なはずであった。だが、現実には質物の二重担保を避けるために起請文が書かれる場合があり、あるいは質物を設定せず起請文だけが書かれるような場合も想定されるが、そのようなケースに訴訟が発生して朝廷・幕府に提訴されていたのではなかろうか。そこに朝廷・幕府のような上位権力が公的な決定を与える必要性は希薄であると判断され、『沙汰未練書』にみられるような認識が生まれたのであろう。起請文の機能には中世人なりの合理性を見ることができる。如何なる分野や場合に起請文が用いられるのかを見ていくことで、中世人の認識世界における決定の必要の有無、『政治的』な領域と『経済的』な領域との分節が可能となるのかも知れない。

本章で論じたような参籠起請と証人申状は鎌倉幕府の発明ではなく、院政期に萌芽的なものが見出せる。それと比較することでの、鎌倉幕府の起請文の歴史的特質は明らかになろう。章を改めて、院政期の起請文利用について検討を行うことしたい。

第二章 院政期訴訟における起請文の利用

第一節 参籠起請の成立

院政期における起請文利用について、参籠起請と訴訟当事者の起請文提出とに分けて、それぞれ具体的な事例に即して検討することにしたい。

参籠起請については、平安期に檢非違使府の序例として始まるという石井良助の説が知られている。⁽⁶⁰⁾ まず石井説の根拠となる二つの史料について再検討を加えたい。

石井説の根拠の第一は、『古今著聞集』卷第五和歌の部の説話である。侍賢門院の御衣を盗んだ容疑をかけられた鳥羽院の女房の小大進が、北野に参籠して「祭文」を書いて「まもられ」（監視され）ていたところ、三日目に神水をこぼしてしまったので、檢非違使が「これにすぎたる失やあるべき」として連行しようとしたという。ここから石井は序例（檢非違使府の慣習法）として参籠起請が行われていたと論じた。だが、説話の事実性を仮に認めるとしても、『沙石集』所収の同じ説話では檢非違使の箇所が「仰ツケラレタル人」となっているように、ここでの檢非違使は鳥羽院によって派遣された使者であるに過ぎない。これは使府裁判の事例ではなく、宮廷社会の「罪」をめぐる慣行を物語る事例である。⁽⁶¹⁾

石井説の根拠の第二は、寛元四（一二四六）年に勝尾寺住侶等が、訴状の中で自己の主張の正しさを証立てるために北野に参籠起請することを主張したことである。⁽⁶²⁾ 石井は「早被^レ召出於使府」という部分を根拠にして、使府宛の訴状として論ずるが、これは本所に宛てた訴状であると考えるのが妥当であろう。従って、使府裁判において参籠起請が行われていた史料として利用することはできない。

以上のように使府裁判では起請文利用の徵証なしとせざるを得ない。白黒つけがたい問題について、使府裁判では拷

日本中世前期における起請文の機能論的研究（佐藤）

一四(一八〇六)

問・白状によつて真偽が決定されていたと考えられる。⁽⁶⁴⁾

そこであらためて院政期における起請文利用を探ると、朝廷・使庁ではなく、寺社や莊園のレヴェルにおいて始まることが分かる。当事者による起請文の事例の初見は、宇佐八幡宮の御装束所検校の珍友成と末貞の間に生じた、巫女田二段・畠一段をめぐる大治三（一二一八）年～五年の相論である。大治三年六月二十四日に宇佐八幡宮は「神判」による解決を命ずると、翌大治四年三月十六日には友成が、同三年十月から同四年三月までの間に起こった末貞の親戚（舅・甥・甥の子）や乗馬の死去を「証利」（失）五項として注記して解状を提出した。これらが「神判証驗」として認められて、友成は係争地の支配について大宮司公基の安堵外題を得ている。⁽⁶⁵⁾

ところが、末貞の側はその裁許に合意しなかつた。両者の応酬は大治五（一一三〇）年四月十四日付宇佐宮公文所問注記にみられる。⁽⁶⁶⁾ 末貞は康和年間（一〇九九—一〇四）に係争地の権利を認められており、友成に権利はないと訴えていたが、友成は大治四年に「神判」に基づく裁許を得たことを根拠にして反論している。それ以降、大治三・四年の「失」の認定の妥当性をめぐる相論に発展しているが、結局「但撰須留所ニ神判御裁定天、依_ニ証利_ニ天裁給事を重訴申之条、謂不_レ候」という友成の主張が認められて、「先神判証驗」に従つて友成の権利が再確認された。大宮司が当初から友成に肩入れしていた可能性を棚橋光男が指摘したように、起請文の利用には政治的な判断が介在する余地があつたのである。⁽⁶⁷⁾

この事例の特徴は三点挙げられる。当事者の一方が起請文を提出するのではなく、当事者双方が起請文を提出している点、祭文提出から九ヶ月後に一方の当事者がもう一方の起請の「失」を訴えているという点に加えて、何をもつて「失」と判定するかということ自体が法廷で争われている点も注目される。「失」の判定が恣意的であるからこそ、末貞の抗議も可能であった。院政期の地域社会では「失」の判定と法廷への報告とが当事者主義的に行われており、地域や本所によって多様な形態をとつていた。⁽⁶⁸⁾

こうした多様な実態は鎌倉期の地域社会においても続いていた。嘉祐三（一二三七）年に至つても、周防国石国莊沙汰

人と「安芸御領関所御使」との間の相論の中で、御使が石国莊百姓に起請文を書かせて「失」が現れたと主張したことに対し、同荘沙汰人が反論を加えている。⁽⁶⁹⁾ すなわち起請文を書いたのは「去年春中旬」であるが、百姓が病氣で死去したのは「今年秋下旬」であり、「起請文の失に於いては、三七日を限るものか」という内容の反論である。ここにみられる「三七日」という「失」判定の日数は、第一章で前述したように、この二年前の文暦一（一二三五）年の幕府法の定める日数とも異なるものであった。幕府裁判における参籠起請は、参籠の日数を規定し、起請の「失」の基準を明確にした上で、（幕府ないし参籠する寺社の）使者が「失」の有無を判定・報告するという点において、当事者主義的に行われていた起請文利用の多様な実態を一定程度整序するものであったことが分かる。

「失」の認定に日時を限るという発想は、現存する十二世紀後半の起請文にも、誓いが偽りであった場合、「近三日、遠七日之内」に罰を蒙る旨が記されていることから確認される。⁽⁷⁰⁾ 具体的な様子は、『兵範記』仁平一（一一五二）年六月九日条の記事に確認することができる。仁和寺中の安養谷大衆の蜂起に際して、静経僧都の房人四・五人が首謀者として指名された。そこで静経は「四人連署祭文」⁽⁷¹⁾を提出した。その「祭文」が左大臣藤原頼長から鳥羽院に奏上され、院から仁和寺に下したところ、仁和寺側は今回の騒動は静経が企てたものであり、静経の房人を召し出して尋問すべきであるという陳状を提出した。これに対して、静経は「祭文」を注進して、「七日もしくは三七日以内に過否を決しましよう」と奏上したので、院は猶予したという。

静経が最初に提出した「四人連署祭文」とは、張本の嫌疑をかけられた房人四人が自らの無罪を神仏に誓う起請文であったのである。二度目の静経の「祭文」には「七日もしくは三七日（二十一日）以内」として日数を限って、誓いの真偽を見極めるという発想がみえる。また、無実を誓う祭文（起請文）を書くという行動様式は院政期末期には成立していたことも分かる。⁽⁷²⁾ 「四人連署祭文」が院に提出され、仁和寺側に渡されている点から分かるように、「祭文」 자체は自身にかけられた嫌疑に対する請文の機能を果たしていた。逆にいえば、本来は請文として出すべきところ、自らの無罪を強

日本中世前期における起請文の機能論的研究（佐藤）

一六二(二〇八)

く主張するために「祭文」の様式で提出したのである。

このように起請文を第三者に提出する事例は、石山寺詣での帰路に酔狂をした秦公春が後日それを恥じて「飲酒盃數」を定める誓いを立てて、比叡山中堂で「盟書」を読み上げて、主人の藤原頼長に献上したという『台記』久安一（一一四六）年九月二十七日裏書の記事にもみえる。起請文は通常宛所がないことから神仏を実質的な宛所とする上申文書として理解されているが、実際には成立当初から神仏を媒介としつつ具体的な相手に誓いを立て、相手に提出される文書（請文など）としてしばしば機能していたのである。⁽⁷³⁾

参籠起請の初見は、鎌倉初期の建久六（一一九五）年五月日付藤原光定・重綱等陳状にみえる。⁽⁷⁴⁾ 肥後国鹿子木荘内の北山室・南山室をめぐり、重綱の兄弟である重經の養子にあたる永宴との相論を行っている。光定・重綱は双方の文書の正文を召し出して比較すれば理非顯然であると訴えているが、その際に重要な証拠文書となる「親父重遠閉眼時自筆譲状一通」について正文であることを主張し、「若しなお御不審あらば、兩人共に誓状を捧げ、御使を申請し、北野宮に参籠」すると述べている。この陳状はおそらく本所である仁和寺御室の法廷に提出されたものであろう。北野社への参籠起請、参籠中の「失」の有無を実検する使者の派遣を求める点は、鎌倉幕府の参籠起請に通ずるあり方である。

このように院政期の起請文利用は、使庁ではなく寺社や莊園においてみられる。起請の「失」の認定や参籠の手続きが、十二世紀後半を通して（使庁ではなく）本所法の世界で生成していた。このようにして本所法の世界で生まれた参籠起請の方式が鎌倉幕府へ影響を与え、鎌倉幕府が成文法として整備し定式化することで逆に中世社会に一定の基準を与えるという構図を読みとることができるのでなかろうか。

第二節 証人の起請文と在地・本所

次に証人の提出する起請文について考えたい。その初見は、永久四（一一一六）年五月十七日付今泉莊預所下文である。⁽⁷⁵⁾

和泉国池田郷内の珍光時の作田・大薦田四段をめぐって、貞方入道が「秋行・恒近等之時券」を用いて訴えた。これに対して、光時は秋行らの手継券文は自分も所持しており、真偽を判断し難いと訴え出たので、貞方は里刀禰秋任・重恒が「見聞証人」となる旨を陳弁した。摂関家領今泉荘預所の河内権守惟安は、証人となる里刀禰両人に「祭文」を書かせるよう命じ、もし書かせられなければ、貞方の主張を認めず、光時の所領とするとした下文を発給している。⁽⁷⁶⁾

この事例には、鎌倉幕府訴訟につながる特徴が見出される。まず文書審理が行われたこと、文書の審理による整合性がつかない場合には証人が重視されたこと、証人に起請文の提出が求められたことなどである。また、本所の裁判ではなく、預所のレヴェルにおいて、里刀禰という現地住人の証言（事実確認）について利用されている点も、起請文利用の発生経路を考える上で重要である。⁽⁷⁷⁾

次の事例は、保元元（一一五六）年の淨妙寺預所の事例である。⁽⁷⁸⁾ 山城国の山階住人大宅氏が小野郷司藤原經成の土地の押領を企てた際、住人時末が経成の所領ではないという「祭文」（起請文）を「立」てたので、預所の宇治大輔君が時末の権利を一方的に認める裁許を出したらしい。経成は預所交代の後、大宅氏一族九名が死去したことを「天罰」とし、大宅氏の非は「顯然」であるとして、関白藤原忠通家政所に訴えを起こしている。⁽⁷⁹⁾ 経成は一貫して「券文」を権利の拠り所としていたが、預所レヴェルの裁判では、文書の効力を否定して現地住人の証言と起請文を重視した裁許が行われたのである。地域社会での紛争解決に際して、現地の近隣住人による事実確認という機能に注目すると、「祭文」を「立」てるという方式に先立つて、「日記」を「立」てるという方式が行われていたことが知られる。⁽⁸⁰⁾ 日記とは事件発生の現場において目撃者によって作成される証明書であり、それをもとに地域社会において事件が解決される場合もあれば、朝廷や本所に証拠文書として注進される場合もあった。⁽⁸¹⁾ 例えば、仁平一（一一五二）年頃、盜馬の嫌疑をかけられた包友という人物は、馬を購入した事実について「在地近邊人々見聞候」ことを訴えて、「日記」を「立」てて「在地証署」を備えていた。⁽⁸²⁾

日本中世前期における起請文の機能論的研究（佐藤）

一八(六〇)

日記が証明文書として機能を有する背景には、摂関期以来の在地の証判機能がある。「田畠沽却の道、在地證判を以て先と為す」と言われているように、摂関院政期には郡司・在地刀禰の「証判」が国家的支配の末端において土地所有の証明機能を果たしており、一種の在地裁判を形成していた。だが、川端新氏が指摘するように、土地所有に關わる権利文書は、摂関期には郡司刀禰らの証判あるいは請文が用いられたものの、院政期には在地の証判よりも上位権力の安堵や発給文書（下文）の重要性が増す傾向がみられる。⁽⁸⁵⁾

上位権力の裁許が地域社会における権利関係の認定に作用する際、それまでの在地の証判機能がどのように変容していったのかを探り得る事例が、嘉応元（一一六九）年七月日付の伊賀国黒田荘杣工安倍三子解にみえる。⁽⁸⁶⁾これによれば、黒田荘下司の貞成が「舊文書」ありと称して黒田荘杣工安倍三子の所領を押妨しようとして、荘園領主の東大寺に訴えたところ、寺家が「庄家」に問い合わせることがあり、在地荘官たちは三子の主張に「道理」を認める勘申を「起請文」を「立」てて行つた。ところが、貞成は「御庄威猛第一之者」であるので、三子の所領一段を押領し、東大寺の裁許を得ることに成功している。これに対抗すべく、安倍三子は二十五人の杣工等の連署を得てあらためて訴訟を行つている。その結果、預所の覚仁⁽⁸⁷⁾は貞成と三子の双方の問注を行うことを黒田荘荘官等に命じ、三子側を「道理」とする荘官等の「勘申」に従つて、三子勝訴の裁許を下している。こうして三子は、一片の公驗を提出することなく勝訴した。

預所の覚仁は、貞成の所持する文書ではなく、現地の荘官・荘民等の「勘申」に基づいた裁許を下したが、とりわけ最初の在地勘申が「起請文」によってなされていたことに注目したい。本所は摂関期以来の在地証判を否定するのではなく、起請文を媒介にすることによって、在地荘官・住人による勘申・立証を取り込んでおり、本所裁判を整備していた。起請文の利用が本所裁判自体にではなく、荘園領主と荘園在地との結節点に位置する預所のレベルから確認できることは示唆的である。⁽⁹⁰⁾これは本所法を媒介にして鎌倉幕府裁判における証人の起請文へ展開していく。第一章第二節では立証を起請文で行う背景として鎌倉幕府の文書主義に言及したが、起請文の利用は院政期の地域社会における在地証判と文書利用

に淵源をもち、本所と在地を結ぶものだったのである。⁽⁹¹⁾

こうして起請文は、在地裁判を包摂して形成された本所法の世界において院政期末期までに広まり、治承寿永の内乱期以降の鎌倉幕府において本格的に利用されていく。鎌倉期における公家政権・使庁と起請文の関係については次章で論ずることにしたい。

第三章 起請文と公家法・武家法

第一節 律令と起請

鎌倉幕府の起請文について、従来「御成敗式目」の「起請之詞」の神文が後世の起請文に与えた影響が注目されてきた。⁽⁹²⁾ だが、それが中世社会に与えた同時代的な影響については十分に検討されているとは言い難い。まず確認しておかなければならぬのは、公家政権では、訴訟裁許において起請文を用いないという原則があつたらしいことである。

『玉葉』文治二（一一八七）年五月十四日・十六日条には次のような記事がみえる。四天王寺衆徒は問注を拒否し、住吉社とともに起請文を書くことを求めた。四天王寺側の主張を後白河院に奏上したところ、後白河院は「祭文起請」は「公家」（朝廷）では用いないことではあるが、このことは穩便な処置であるという判断を下し、その旨を住吉社にも伝えるように命じたという。これ以降、『玉葉』からはこの相論に関する記事がなくなっているが、公家政権による問注を取りやめて、「起請文」を用いた両当事者の協議に委ねられたのではないかと推測される。公家政権は鎌倉幕府のように起請文の「失」の有無を確認した上で裁許を下すという紛争への関与の仕方をしなかつたのである。院政期には起請文が発生して広まりつつあったが、十二世紀末頃には公家政権では起請文を用い

ないという公家法が生まれていたのである。

だが、現実には公家政権が関与しない（裁許を行わない）局面において、鎌倉期の公家社会内部でも起請文の利用は広まっていた。例えば、『明月記』建保元（一二一三）年九月三日条に「且は起請を書かしめ、穩便に存すべきの由を示し含め、急ぎ和解すべきの由、教訓す」とあるように、当事者間の和解・調停に起請文が利用されていた。また、『平戸記』仁治元（一二四〇）年閏十月十四日条によれば、貞応年間（一二三三—一四）に賀茂氏一族が「同心起請」を書き、安倍氏に交わらない旨を「白堂」（起請文を社殿に奉じて宣誓すること）していた。

その一方で、公家政権では起請文を用いないという言説は残り続ける。永仁四（一二九六）年の跋文をもつ式目注釈書「関東御式目」は、六波羅奉行人の斎藤唯淨の著作と推定され、「式目や幕府政治を中國からの律令法継受・公家法の展開・朝廷政治の沿革との対比のうえに位置づけ」たものと評価されているが、⁽⁹³⁾「御成敗式目」の「起請之詞」について次のような注釈を加えている。⁽⁹⁴⁾

法家起請不_レ用、但白河、鳥羽、後白河三代御起請、此上何無_二起請哉（中略）後嵯峨法皇御時、仙洞御評定諸卿起請、式目御起請尤可_レ然哉、

まず「法家」では起請文を用いないという原則が示される。「法家」（明法家）とは公家政権において律令の運用を担う法曹官人である。この「関東御式目」以降の式目注釈書には明法家は起請文を用いないという原則論が踏襲されている。

ここから、起請文を用いないという公家法の考え方が生まれた背景に、「法家」すなわち律令の存在を想定することができるのではなかろうか。後白河院が起請文を用いないという考え方を述べたのとほぼ同時期、摂関家の九条兼実が律令引用を重視する原則論を打ち出している。兼実は文治の記録所を設置して公家政権の訴訟の再建を図った際、記録所勘状における「本書」＝律令の引用を重視していた（『玉葉』文治四（一一八八）年五月十七日条）。律令を引用する理由は、『玉葉』建久六（一一九五）年九月一日条の九条兼実の記述によれば、記録所において理非を定めたとしても、「本条」（律令の

本文）を載せなければ、勝手な疑いを起こすから、記録所勘文には律令格式の本文を載せるべきであるというものであった。紛争が頻発し、裁許自体に疑いをもたれるような状況の下、律令格式の引用は、相論の当事者双方に対しても判断の正当性を説明する手段となつた。⁽⁹⁵⁾

このように律令法に淵源をもつ公家法は、怪力乱神を語らない一種の合理性をもち、『法源』である律令の運用解釈によって判断を根拠づけることを志向していた。その限りにおいては起請文の利用は必ずしも必要ではなかつたのであろう。そうであるだけに、明法家の家説形成のレヴェルでは起請文の利用が始まつていた事実は重要となる。すなわち文永四（一二六七）年八月二十二日付明法博士中原章澄勘文によれば、父母譲状において前状と後状の何れかを採用すべきであるのかという説をめぐつて、「一二世紀末から一三世紀初めにかけて」活動していた中原章直という人物が前状を採用すべきであるという説を唱えて、その旨を「誓状」（起請文）に書き記して北野社の社壇に籠めたという。北条泰時が「御成敗式目」制定時の書状において、律令の解釈が複数の説に分かれている状況を嘆くように、鎌倉前期には明法家の家の分立に伴つて、家説というかたちで律令の解釈が分立しつつあつた。このように律令が『法源』として機能しない局面において、家説を根拠づけるものとして起請文が利用されたのである。

「起請」という法形式は、神文を伴わなかたちで、十世紀以来の寺院法にみえており、ある集団・組織の規範を定立するものであったが、十二世紀後半には王家領莊園・寺領莊園とともに起請という形式で本所法が定立された。⁽⁹⁶⁾ 諸本所・集団の法圏が分立・重層化するとき、律令を『法源』とせず、起請という手続きによつて一定範囲内に通用する新たなルールが形成されていた。このような動きを背景にして、家説が分裂する中で、起請文によつて自説を根拠づけようとする明法家の一派が登場したのである。

こうした鎌倉前期の動きの中から、貞永元（一二三三）年七月に制定された「御成敗式目」の末尾に記された「起請之詞」が現われる。⁽¹⁰⁰⁾ これは「御評定間理非決断事」すなわち評定において「理非」に「親疎」なく、「道理」に任せて裁決

することを誓うものであり、評定衆十三名が署判を加え、同内容の起請文が問注奉行人によつても作成されていた。訴訟審理にあたつて、訴訟審理の担当者たちが最願することなく、公正に理非を決断することを集団的に誓約していたのである。「御成敗式目」をモデルとして豊後国守護の大友氏が制定した寛元一（一二四四）年十月の「後日之式目」においても、「偏頗」のない公正な審理が奉行人の起請文によつて誓われている。起請文の目的は、理非を決断すること自体であり、公正な理非決断を妨げる《縁》を一旦断ち切る必要があつたのである。⁽¹⁰¹⁾

それでは何故、公正な裁許を行う必要があつたのであらうか。この問題については、参龍起請の追加法に関連して、「政道」には「無私」を第一とすべきであるが、事を論ずる際に疑いがあり、是非を論ずるに根拠がはつきりしないものであるから、「神道之冥慮」を仰いで「犯否」を明らかにする必要があるという『吾妻鏡』文暦一（一二三五）年閏六月二十八日条の一節が参考になる。弘長元（一二六一）年の関東新制条々においても、北条泰時の時代の「御成敗式目」を先例として、「無私」の政道を行うために評定衆以下から「起請文」を召している。神仏（「神道之冥慮」）を媒介にした集団的な誓約によつて訴訟処理・理非判断の公正さ（「無私」）を実現しようとしている。鎌倉幕府は律令引用ではなく起請文によつて訴訟処理の正当性を根拠づけたのである。

この問題を考える際に注意しなければならないのは、訴訟当事者が必ずしも問注を経た公平な裁許を望んでいたという訳ではなかつたという事実である。前述の文治三年の事例では四天王寺衆徒が問注を受けることを拒否して起請文の提出を主張しているように、訴訟当事者はしばしば問注を拒否した。何故、問注を拒否したのであらうか。元久元（一二〇四）年の黒田荘における公文と荘民との間の相論の際、東大寺が問注を行うことで「理非」のある裁決を下そうとしたところ、荘民の側から「一座一味起請」を認めず問注を行うなどとは「神慮」を憚らない行為であるという批判が加えられていた。⁽¹⁰²⁾この時期には、「理不尽之訴訟」である「強訴」に典型的なように、神仏の威を借りた訴訟が一般化していた。訴訟当事者たちが真に望んでいたものは、一方的に自己に有利な裁許であった。⁽¹⁰³⁾⁽¹⁰⁴⁾⁽¹⁰⁵⁾

このように時として神仏の威を恃んで訴えてくる当事者の動きに対して、鎌倉幕府が当事者双方を問注の場に召喚し、当事者の衝撃感覚にあつた理非決断を実現するためには、それが何よりも神仏の威に基づく公正な審理であることを起請文によつてアピールする必要があつたのではなかろうか。⁽¹⁰⁶⁾ 起請文にみられる神仏の論理と理非判断とは一見対立的なものにみえるが、「御成敗式目」において両者は補完的に機能している。第一章で論じたように、式目制定以後の一三〇〇・四〇年代の幕府法廷における起請文利用は、理非判断を補完する役割を果たしていた。また、諸社神人・神官が自らの神社において起請文を書くことを主張したのに対して、幕府はひとしく北野社の社頭で起請文を書くように定めていたが、これは神仏の威を恃む当事者に対しても、起請文の利用に統一の基準を作るものであった（第一章第一節）。

公家法は律令という明確な『法源』をもち、その（しばしば恣意的な解釈を伴う）運用によつて判断を根拠づけており、神仏の世界とはそぐわないものであった。一方、鎌倉幕府は律令のような『法源』をもたないまま、様々な当事者の主張に直面しながら理非判断を決定していく必要があり、起請文によつて神仏という外部的パロメーターを持ち込んだ。こうして理非判断と神仏の論理とが起請文によつて結合した点に、貞永元（一二三二）年の「御成敗式目」と『武家法』の歴史的特質があるのである。

第二節 公家法への起請文の浸透

「御成敗式目」制定以降、公家法への起請文の浸透が顕著になる。九条道家政権期においても、延応二（一二四〇）年二月の近衛兼經の記録所興行に際して、記録所寄人の側から記録所勘状作成に関する「起請文」を書くべきか否かが問題とされている。⁽¹⁰⁸⁾ 「起請文」の内容は不明であるが、「御成敗式目」の「起請」のように、記録所勘状の作成にあたつて何らかの（集団的な）規範が起請文によつて示されようとしていたことが想定される。

さらに「九条家文書」には寛元四（一二四六）年六月二十六日及び宝治元（一二四七）年三月二日の日付をもつ九条道家

日本中世前期における起請文の機能論的研究（佐藤）

二四二二〇

の起請文がみえる。⁽¹⁰⁾一般的な起請文の形式とは異なつて願文の形式をとっているものの、鎌倉幕府に對して異心なき旨を誓い、偽りがあれば神仏の罰を蒙る旨が記されている。鎌倉の武家社会では政争において疑いを晴らすために起請文を提出するという行動様式は一般化していたが、幕府との関係において、起請文の利用が確認できることは興味深い。

本格的に起請文の利用がみられるのは、後嵯峨院政期である。前述の式目註釈書「関東御式目」の「起請儀」では、法家は起請文を用いないとした上で、「後嵯峨法皇御時、仙洞御評定諸卿起請、式目御起請尤可然哉」と記されている。後嵯峨院の評定において「起請」が行われたことが知られる。すなわち寛元四（一二四六）年の宮騒動による九条道家の失脚以後、後嵯峨院政の開始とともに、鎌倉幕府の徳政要求に応ずるかたちで院評定制の整備といった制度改革が行われたことに関係する。⁽¹¹⁾

後嵯峨院政期の訴訟制度の整備は、鎌倉後期の公家訴訟制度に引き継がれていく。弘安九（一二八六）年には龜山院の政治改革の一環として、評定衆、伝奏、職事、弁官、文殿衆から「起請」を「召」していたが、その内容は訴訟の迅速化、権門の権威に屈せずに偏頗のないこと、賄賂の禁止という三箇条であった。⁽¹²⁾これは訴訟審理の過程における訴訟当事者や権門の口入を防ぎ、訴訟審理の公正化に関するものであるが、訴訟審理にあたる評定衆以下が署判して集団的に（自己呪詛的に）誓約しているという点で、院政期の莊園・寺院において上位者が（他人呪詛的な）禁制として示す「起請」とは段階差を有する。⁽¹³⁾

つづく後伏見院政期には、文保元（一三一七）年の制定と伝える「政道条々」では、「評定・文殿勘決」という訴訟審理の際に、「起請」を置くことで訴訟審理が公正であることをアピールして、「訴人の疑い」を晴らすことが主張されている。⁽¹⁴⁾こうした「起請」の機能には、「御成敗式目」の「起請」の影響が看取される。

このような公家政権における起請文受容の帰結として、『徒然草』（鎌倉末期成立）二〇五段に次のような記述がみえる。⁽¹⁵⁾比叡山に、大師勧請の起請といふ事は、慈惠僧正書き始め給ひけるなり。起請文といふ事、法曹にはその沙汰なし。

古の聖代、すべて、起請文につきて行はるゝ政はなきを、近代、この事流布したるなり。また、法令には、水火に穢れを立てず。人物には穢れあるべし。

鎌倉末期の段階においても、「法曹」すなわち公家政権の明法家では起請文を利用しないという原則が認識されている点が興味深い。その一方で、「近代」すなわち鎌倉期には公家政権においても「起請文につきて行はるゝ政」が流布しつつあつたという状況が記されている。起請文の広まりと公家法・使府との関係とを具体的に知り得る事例が、祇園「社家記録」康永二（一二四三）年記に記された綿座相論である。⁽¹⁵⁾ 最後にこの相論の経緯を詳しく検討して、南北朝初期に至るまでの見通しを示すことにしたい。

京都三条・七条に居住する綿商人は平安末期から祇園社に属して座（本座）を形成していたが、鎌倉初期に京中で綿の行商を営む散在商人が祇園社の保護の下で新座を形成し、両者の対立が生じていた。本座が新座神人の商売停止を使府に訴えたところ、康永二年五月十八日に新座の商売停止を命ずる判断が下された（「社家記録」（以下同）七月二十二日条）。これに対して、祇園社僧の顕詮（社家記録の記主）が新座側に立ち、再審を求める訴えを起こしていた。七月十八日から八月十八日まで使府評定を経て、新座有利の方向に進んでいた。だが、八月十九日に檢非違使別当四条隆蔭が綿本座年預の顕増の求めに応じて、関係者からの起請文の提出を祇園社別当忠濟に命じた。これに使府官人の奉行たちが反発して、「起請事」は「序例」（使府の先例）が無いと述べている。ところが九月七日に祇園社の静晴・教晴、「論人」本座年預顕増が祇園社別當に起請文を提出すると、新座年預の顕詮にも大師勧請起請文の注進が指示された。顕詮は「起請文事、先規無し」の由を返答して拒否した（同八日条）。九月十三日には、新座側の証拠文書を根拠にして、「新座得理」という使府官人の評定が出されたが、使別當は起請文の提出がまだであることを理由にして裁許の延期を図った（九月二十一日条）。顕詮は起請文の提出を拒否し続けた（九月二十八日・十月十二日条）。顕詮は自分は「訴人」であるので起請文を提出すべきではないと考えており（十月十一日条）、「證文を閻（さしお）かれ、誓文を免ざるべきの条、堪え難し」「顕増は、無理の余

り、謀訴を達せんがため、一門の瑕璫を顧みず、誓文を書き進らするか」という感想を洩らしている（十月十二日条）。

この間、新座勝訴の裁許は先延ばしされ続けたが、十一月七日になって、論人である顕増の起請文は採用し難く、教晴一人の起請文では信用できないという使庁の判断がなされた。翌十一月八日には新座の営業権を認める使庁の裁許が下された。

以上のような経緯をみた際、本座・顕増の側に与していたと思われる検非違使別当四条隆蔭の独断によって、裁許の延引と顕増側の起死回生の手段として起請文の利用が試みられたことが注目される。だが、使庁官人や顕誼ら社僧には「祇園社が使庁から起請文を召されることは先例がない」という抵抗感があった。こうした反発に対し、使別当は「證文においては、なお支證に足らざるの間、起請文召さるるところなり」（九月二十八日条）という論理を開示し、本座側の「證文」の不利を挽回して、起請文による立証という自身の意向を押しきろうとした。証文が不十分であるときに起請文を召すという論理は、鎌倉幕府の訴訟手続きに通じる論理であり、おそらくその影響が及んだものと推察される。別当の主張が全く唐突なものではないことが窺える。

綿座相論の過程において、祇園社が起請文によって注進する先例を調査して報告しているが（九月十一日条）、それによれば、院宣による注進は一度行われたことがあり、座主・別当の仰せによる注進の例もあるが、使庁の仰せによって起請文を注進した先例はないとのことであった。院宣による起請文注進の先例とは、「一族大別当起請の事、勅裁を以て一ヶ度仰せらる」「延慶顕尊遺跡の事」（九月二十三日条）とも言われており、「備後国小童保文書目録」によれば、顕尊から顕円への小童保相伝をめぐって延慶元（一二〇八）年と延慶三年に院宣が発給されているので、おそらくこれに関係して起請文が提出されたのであろう。

前述の『徒然草』の記述とも合わせると、鎌倉後期には公家政権の訴訟においても起請文を用いる動きがあったことが分かる。それと同時に、相論における起請文の利用は、南北朝期に至っても依然として抵抗感があった。但し、使庁官人

たちが起請文の利用に反対した根拠は、先例の不在であった（八月十九日条）。また、「正官社僧、起請文を使庁に書き進らする例無し」（十月三日条）と述べ、院や天台座主に起請文を提出したことはあっても使庁に提出した先例はないと主張するよう、顯詮ら祇園社僧もまた先例の不在や名譽感情（「一門の瑕瑾」）に基づいて抵抗感を示していた。十月十七日の段階では、使庁の奉行たちは一般相論（「雜訴」）において起請文を用いた先例はなく、今回起請文を用いれば今後「奸訴」が絶えないという反対理由を示している。この頃になると、律令を《法源》とする公家法の原則に基づく反対理由は忘れられ、使庁の先例・慣習に過ぎなかつたことが推測される。

一三六〇年代以降、洛中の行政権・裁判権が使庁から幕府へ移ったとされる。⁽¹⁷⁾ それとともに起請文の利用を忌避する慣習は失われていくと想定できる。室町期には起請文の利用が公武問わず一般化する。鎌倉期には鎌倉幕府法を規範として起請文の利用が広まる一方で、起請文を用いないという「法家」の意識が残り続け、両者が併存していた点に特徴を有していた。その最終局面を南北朝期初期の祇園社綿座相論にみることができるのである。

おわりに

本稿では、鎌倉幕府訴訟における起請文利用の特質を論じ（第一章）、院政期社会及び鎌倉期公家社会における利用のあり方と比較して（第二章・第三章）、その歴史的位置について考えた。

日本中世の起請文は、神仏への誓いを文書様式に表現したものであり、しばしば中世社会の未開性として捉えられるがちである。だが、鎌倉中期の幕府訴訟では、当事者の起請文を利用して理非判断の難しい問題に対して柔軟な判断が下されており、鎌倉後期以降は証人・使節の請文に起請之詞を求めるシステムティックな運用がなされていた。文書主義を背景にして、貞永元（一二三二）年の「御成敗式目」を画期として理非判断と神仏の論理とが起請文によって結合した点に、

鎌倉幕府訴訟と武家法の歴史的特質がある。その一方で、貸借関係には起請文は用いないという考え方もみられ、起請文を用いて決断する必要があるか否かによって中世人の思考に分節を見出すことができる。起請文は神仏への誓いという様式的特徴をもつが、その機能には神仏と文書を媒介にして秩序形成を行った中世人特有の合理精神が表現されている。一見して未開で非合理的に映りがちな中世人の営為の中に、固有の合理性を見出す機能論的アプローチは、過去の人間社会への他者理解という困難な課題に接近する手がかりとなると思われる。¹¹⁸⁾

起請文の利用は院政期に始まるが、「失」の判定や上位権力の法廷への報告は当事者主義的に行われており、混沌とした様相を呈していた。院政期には現地の関係者の集団ないし個人の証言を起請文によって在地勘申・証人として取り込み、本所裁判を整備する動きが進んだ。こうして十二世紀後半までには個別分散的な形ではあれ起請文が浸透するが、院政期の本所法から多くを継承して、鎌倉幕府の起請文利用は現れる。幕府訴訟では一二三〇・四〇年代には中世社会の一定の規範を与えるかたちで起請文の本格的な利用がなされた。その背景には、承久の乱の勝利によって全国政権化を遂げつても、強力な統合を実現しえず、しばしば神仏の威を掲げる当事者の訴えにも丁寧に応対して、白黒つけがたい問題についても当事者間の衡平感覚と合意形成を重視して理非判断を行わざるを得なかつた当該期の幕府固有の事情が存在した。宝治年間頃を境にして十三世紀後半には、当事者による起請文提出は見えなくなり、証人申状などに伴う「起請之詞」に限定されていく。鎌倉後期には当事者の衡平感覚ではなく、一定の規範に従つたシステムティックな訴訟処理が志向され始める。証人による立証が起請文によって証人申状として訴訟処理に組み込まれて制度化する。ここには鎌倉幕府の文書主義の問題も関係する。

こうした動きに対して、十二世紀末の公家政権では、様々な判断を根拠づける『法源』として律令の存在を再確認し、起請文の利用を忌避する言説が現れた。一方、幕府の「御成敗式目」によって理非判断と起請文を融合させた独自の法理を形成し、裁判の公平性を当事者にアピールしていた。この鎌倉幕府の影響によって、後嵯峨院政期には公家政権における

る起請文の利用が本格的に始まった。鎌倉後期には公家法に起請文が浸透していく。但し、洛中の行政権を掌握する使庁では、律令に依拠した明法官人が中心的役割を担つたこともあり、南北朝期まで起請文を忌避する公家法や序例の独自の法理は残った。公家法と武家法という相対立する法理が公権力の次元で並存し続いたことが起請文の利用から窺える。起請文を軸にして院政期から南北朝期までを見通した結果、武家法と公家法、あるいは公家法・序例と本所法の関係についての一定の見取り図を示し得たと考える。

本稿では、鎌倉中期の幕府訴訟を中心にして、院政期や公家政権との関係を論じたため、鎌倉後期の起請文利用の実態については未検討に終わった。制度と実態の両面を踏まえて、中世前期から中世後期、そして近世にかけての起請文の機能の変容過程を追うことが必要である。古代の誓いとの異同も視野に入れつつ、神仏の力を借りて決定しなければならぬことの質と『政治的』な領域の変容のあり方を探ることで、起請文を通じてみた日本の国制史の再検討を試みることは可能であろう。また、例えば中世ヨーロッパでは、音声による「誓い」が、身体所作を伴う一定の手続き形式をとることで法的効果をもつとともに、神を恐れるがゆえに偽誓を避けようとする心性が生きていたという。⁽¹⁹⁾ こうした比較史的見地からも、起請文という文書が独自の機能を果たした日本中世社会の特徴について考える必要がある。残された課題は多いが、ここで筆を擱くことにしたい。

註(1) 起請文に関する概説としては日本歴史学会編『概説 古文書学 古代・中世編』(吉川弘文館、一九八八年) の第六・四・起請文(千々和到氏執筆)。

(3) 牛王宝印については相田一郎「起請文の料紙牛王宝印に論集 第三巻下』(岩波書店、一九四三年) 所収)。

(2) 中田薰「古代亞細亞諸邦に行はれたる神判」(初出一九四〇年)、同「古代亞細亞諸邦に行はれたる神判補考」(初出一九四〇七年)、同「起請文雜考」(初出一九三二年)(何れも『法制史野三七彦「古文書に現れた血の慣習」(『日本古文書学と中世文

日本中世前期における起請文の機能論的研究（佐藤）

三〇（六三）

化史』吉川弘文館、一九九五年、初出一九三八年)。

(4) 佐藤弘夫『起請文の精神史—中世世界の神と仏—』(講談社、二〇〇六年)など。竹居明男「起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)」(一)～(五)『人文学』一五八号・一六〇号・一六二号・一六四号・一六六号、一九九五(一九九九年)も参照。

(5) 千々和到「『誓約の場』の再発見—中世民衆意識の一断面」(『日本歴史』四二三号、一九八三年)など。

(6) 黒田日出男「中世民衆の皮膚感覚と恐怖」(『境界の中世象徴の中世』東京大学出版会、一九八六年)。

(7) 黒川直則「東寺の起請文と牛玉宝印」(『京都府立総合資料館 資料館紀要』八号、一九八〇年)、池田寿「高野山における起請文の基礎的研究」(『古文書研究』三八号、一九九四年)など。

(8) 文部科学省二一世紀COEプログラム國學院大學「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」。

(9) 清水克行「湯起請をめぐる室町人の意識」(鈴木英光他編『法の流通』慈学社出版、二〇〇九年)、同『日本神判史—盟神深湯・湯起請・鉄火起請』(中公新書、二〇一〇年)。同著一〇頁以下の研究史整理参照。

(10) 佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版局、一九九七年、旧版一九七一年)二二八頁。

(11) 前掲註 (10) 佐藤著、二二二頁。「起請」の語義の変遷については、早川庄八「起請管見」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八九年)。

(12) 牧健二「起請文の起源と其本質」(『史学研究』第二卷第二

号、一九三〇年)五二頁。植木直一郎「禱審と起請」(『国史学』四号、一九三〇年)も参照。

(13) 河音能平「中世社会成立期の農民問題」(『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年、初出一九六四年)。

(14) 黒川直則「起請の詞」(『日本史研究』二一九号、一九七一年)、同「惣的結合の成立」(『歴史公論』五十九、一九七九年)。

(15) 入間田宣夫「起請文の成立」(『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六年、初出一九八五年)、同「庄園制支配と起請文」(前掲著所収)。

(16) 荘園制的秩序を重視する前掲註 (13) 河音論文に対しても上島享「中世宗教支配秩序の形成」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年)二八九～二九〇頁は、国一宮・郡鎮守による国郡制的秩序を重視する。小川弘和「起請文の神仏と莊園制」(熊本学園大学論集『総合科学』十七卷二号、二〇二一年)は、河音・上島両氏の見解に対して、起請文の網羅的分析から神仏体系の実態を探ったものである。

(17) 中村直勝「起請の心」(『中村直勝著作集』第五巻、一九七八年、初出一九六二年)二八二～二八三頁、牧野信之助「神誓裁判について」(『武家時代社会の研究』刀江書院、一九二八年)。

(18) 棚橋光男「祭文と問注記」(『中世成立期の法と國家』 塙書房、一九八三年)。

(19) フランシーヌ・エライユ「中世における〈ちかひ〉の再出現」(三保元訳『貴族たち、官僚たち』平凡社、一九九七年)、芝野康之「『玉葉』にみえる起請について一起請文発生期における

- る「一、三の問題」（『古代文化』三一卷六号、一九七九年）。近年では滋賀県塩津港遺跡出土の起請文札が初期の事例として注目されている（濱修「史料紹介滋賀県塩津港遺跡出土の起請文札」『古代文化』六〇卷二号、一〇〇八年）。
- (20) 保立道久氏は『集団的誓約』の形式として、古代の誓盟から「御成敗式目」の起請までを段階的に把握する見通しを示した（保立道久「絵巻に描かれた文書」（藤原良章・五味文彦編『絵巻に中世を読む』吉川弘文館、一九九五年））。『起請文の公示性』や『鎌倉幕府への見通し』を指摘した点は画期的であるが、『個人の起請文』を課題として残す。
- (21) 萩野三七彦「起請文と牛王宝印紙」（『古文書研究—方法と課題』名著出版、一九八二年）二三五頁も指摘する。
- (22) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、一九三八年）。
- (23) 「理非」をめぐる学説史的な問題については、新田一郎『日本中世の社会と法—国制史的変容—』（東京大学出版会、一九九五年）第一章参照。
- (24) 「鎌倉幕府追加法」七二条、『鏡』同日条。なお「鎌倉幕府追加法」（以下「追加法」）は佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』（岩波書店）一〇〇一年、第一五刷）に拠る。ここに署名している二階堂行泰・斎藤清時・清原季氏の三名は、頼経將軍期の政所職員として活動しており、文暦二年閏六月二一日の評定所退座分限定にも連署していることから（「追加法」七二条）、評定所定書と判断される。
- (25) 幕府法に他の用例がないために「惣道之理」の語義を確定させることはできなかつたが、おそらく「道理」に通ずる語であろう。ここでは「惣」（すべて）の語に注目して、道理一般という意味に解釈しておきたい。管見の限りでは、応長元（一一三一）年十月日付青方覚念申状案（『肥前青方文書』、『鎌倉遺文』一四四六三号）に「惣道理」の用例がみえる。これは、論人が陳状を提出しないので、論人の略取した関東御下知や所領を「惣道理に任せ」て糾し返すように幕府に求める訴状である。但し、参籠起請や陳状違背に関わる用例からは、当事者の個別事情を斟酌して導かれる「道理」に比べて、一般的なルールに照らして決定を導くことに関わるニュアンスをもつ可能性がある。語義の確定には「道理」の語史・概念史を踏まえる必要がある。今後の課題としたい。
- (26) 貞応元（一二三二）年七月十日付紀伊南部莊年貢請所注進案（『高野山文書又続宝簡集』九十六、『鎌倉遺文』二九七七号）など。
- (27) 弘安六（一二八三）年の宇都宮家式条における大事は七日、小事は三日という参籠起請の日数の規定があるようだ（『中世法制史料集 第三卷』（岩波書店、一九六五年）四頁、第五条）、文暦二年の追加法の規定は当事者の社会の一般的な通常とは言えない。
- (28) 前掲註（9）清水著、二六頁・三七頁。
- (29) 「追加法」一五七条、『鏡』同日条。検断関係の指示である。京都では北野社、鎌倉では荏柄社において参籠起請が行

日本中世前期における起請文の機能論的研究（佐藤）

三二一（二八四）

われたのは、「菅公が無実の罪によって左遷せられ」たため、天神が「無実の讒に遭う者を護り給う神」と考えられていたことに由来することが指摘されている（西田直一郎「菅公と天満宮」（村山修一編『民衆宗教史叢書 天神信仰』雄山閣出版、一九八三年、初出一九一七年）一六頁）。なお摂関家の天神信仰が摂家将軍期の幕府に影響を与えたとする見解もあるが（竹居明男「天神信仰の地域的拡大—十三世紀前半頃までを中心にして」（『人文学』一七一号、二〇〇二年）三七頁など）、今後の検討課題としたい。

(30) 美女については保立道久「義経の登場—王権論の視座から」（日本放送出版協会、二〇〇四年）七三頁参照。

(31) 濱田勝哉「神判と検断」（『日本の社会史 第五卷 裁判と規範』岩波書店、一九八七年）六八頁・七七頁、『中世政治社会思想 上巻』（岩波書店、一九七二年）四三〇頁補注（四）。

(32) 泰時息の時氏が病床にあり、翌六月には病没するという当時の状況も、泰時の強硬姿勢の背景にある可能性がある。

(33) 寂阿は建長六年の検断関係の連署奉書にみえる（追加法二九八・二九九・三〇四条）。

(34) 勝俣鎮夫「中世武家密懐法の展開」（『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九七二年）一一頁。

(35) 「相模石田文吉氏文書」、『鎌倉遺文』七〇三七号。

(36) 「追加法」九三条。

(37) 「肥前山代文書」、『鎌倉遺文』五四三四号。

(38) 「肥後相良家文書」、『鎌倉遺文』六二六六号。

(39) 石井良助はこの史料を根拠にして「起請文の書き方としては、当事者は各別に之を書くべきであつて「合論起請」即ち一紙に数人が之を書くことは禁ぜられて居り」と論じており（前掲註（22）石井著、三〇三頁）、『日本国語大辞典』（小学館）の解釈に踏襲されているが、この場合は、主張の食い違う双方が一緒に起請文を書くという意味にとるのが妥当である。院政期には相論の当事者双方が起請文を提出し合う事例もみえるが（第二章第一節で後述）、幕府訴訟では当事者の一方のみが起請文を書くのが通常であった。「合論起請」という表現は、鎌倉期には他に弘長二（一二六二）年三月一日付関東下知状（「尊經閣所蔵文書」『鎌倉遺文』八七七五号）、文永八年（一二七一）年七月日付金剛峯寺年預置文案（「高野山文書宝簡集」三十七、『鎌倉遺文』一〇八五六号）の二例がみえる。

(40) このことは、起請文にみえる『神仏』への意識をどのように想定するかという問題に関わる。幕府裁判において起請文利用は、証文・証人では解決しない場合の最後の手段として規定されていることに注意したい。起請文は、參籠起請と同じく、人事を尽くしてもなお白黒をつけがたく、それでも何らかの決定を下さなければならない局面において、人智の世界の外部から決定の根拠を持ち込むための手段であり、『籠』や『賭け』に通ずるものだったのではないかろうか。この問題は、日本中世において「偽誓」への罪の意識がそれほど深刻な意味をもたないような印象をうけることとも関わる。今後の検討課題としたい。

- (41) この点は、中世後期の湯起請について「一方の当事者がむしろ率先して湯起請を希望するという事例」に注目した細川眞理氏・清水克行氏の指摘がある（細川「室町時代の湯起請に関する一考察」（『國學院大學二一世紀COEプログラム 神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成研究報告』Ⅱ、二〇〇七年）、前掲註（9）清水著八六頁以下）。
- (42) 懸物押書については、三浦周行以来の研究史がある。山本弘「日本中世訴訟制度における『裁許前誓約』—鎌倉幕府による濫訴対策の一侧面—」（『九大法学』九一号、二〇〇五年）の整理を参照。
- (43) 前掲註（42）山本論文、四二五頁の指摘も参照。
- (44) 村井章介「書評 大山喬平編『中世裁許状の研究』」（『法制史研究』五九号、二〇一〇年）二六一頁に簡潔な整理がある。起請文利用を相対的権利の争訟の特徴と見る視点は、石井紫郎『日本国制史研究 I 権力と土地所有』（東京大学出版会、一九六六年）一五九・一六〇頁。
- (45) 前掲註（23）新田著、四一頁など。
- (46) 例えば、正応二（一二八九）年閏十月九日付関東下知状（『小早川家文書』、『鎌倉遺文』一七一七八号）、文永九（一二七二）年十二月二十六日付関東下知状案（『正閏史料外編』河野六郎所蔵）、『鎌倉遺文』一一六七号）。鎌倉幕府の密懐法が当該期社会の一般通念を必ずしも反映したものではなかったことは、前掲註（34）勝俣論文参照。
- (47) 関東下知状での初見は、管見の限りでは宝治合戦後の宝治元（一二四七）年十月二十五日付関東下知状（『薩摩新田神社文書』、『鎌倉遺文』六八九〇号）。
- (48) いわゆる得宗專制と訴訟制度の展開過程との関連については今後の課題としたい。
- (49) 建保五年正月二十二日付大宰府守護所下文案（『豊前久文書』、『鎌倉遺文』二三八五号）。
- (50) 五月二十八日付親元法師請文（『熊谷家文書』、『鎌倉遺文』四五〇二号）。
- (51) 「熊谷家文書」、『鎌倉遺文』四七九一号。
- (52) この事件については、『新編埼玉県史 通史編2 中世』（一九八八年）第一章第三節「武藏武士の活躍と所領の拡大」（武井尚氏執筆）など参照。
- (53) 鎌倉幕府の文書主義については、前掲註（31）瀬田論文、八〇頁、高橋一樹「日本中世における『武家文書』の確立過程とその諸相」（小島道裕編『武士と騎士—日欧比較中近世史の研究—』思文閣出版、二〇一〇年）三二六頁など。
- (54) 建長四年六月三十日付関東下知状案（『入来文書』、『鎌倉遺文』七四五四号）。
- (55) 『日本書紀』天武八（六七九）年五月乙酉（六日）条。
- (56) 久安四（一二四八）年四月二十八日付美濃国西部莊田数注文（『東大寺文書』、『平安遺文』二六四五号）。
- (57) 永暦二年正月日付源義宗寄進状（『櫟木文書』、『平安遺文』三一二二号）。
- (58) 前掲註（1）編著、一六四頁。

日本中世前期における起請文の機能論的研究（佐藤）

三四(二三)

(59) 「東寺百合文書」乙、『鎌倉遺文』二一二三九号。前掲註

(2) 中田薰「起請文雜考」、九七八頁。

(60) 前掲註(22)石井著、三〇一頁。

(61) 日本古典文学大系『沙石集』(岩波書店、一九六六年)二
一六一二二七頁。

(62) 北野社に起請文を捧げること自体は後述するように鎌倉初期に遡るが、『古今著聞集』の成立した鎌倉中期における潤色である可能性を否定できない。

(63) 寛元四年十月十八日付勝尾寺住侶重申状案(『摂津勝尾寺文書』、『鎌倉遺文』六七五二号)。

(64) 『歴史学事典 第九巻 法と秩序』(弘文堂、二〇〇一年)の「自白」の項目(新田一郎氏執筆)参照。

(65) 同日付宇佐八幡宮検校珍友成解(『小山田文書』、『平安遺文』二二二七号)。

(66) 『小山田文書』、『平安遺文』二二五八号。前掲註(18)

棚橋論文が、原本調査に基づいて詳述している。小林宏「我が中世における神判の一考察」(日本における立法と法解釈の史的研究 第一巻 古代・中世)汲古書院、二〇〇九年、初出一九六九年)も参照。

(67) 前掲註(18)棚橋論文、一九四頁。

(68) 源頼朝が源範頼に対して「載_レ源字_レ、若存_ニ一族之儀歟。頗過分也。是先、起請失也」と発言したという事例からも、起請の「失」がルーズに意識されていたことが窺われる(『吾妻鏡』建久四(一一九三)年八月二日条)。

(69) 嘉祐三年十一月日付周防国石国荘沙汰人等重申状(『厳島野坂文書』、『鎌倉遺文』五一九五号)。「神慮御威」を背景にした「安芸御領閔所御使」の押妨を訴える内容であるので、厳島神主・安芸国守護であった藤原親実に提出された訴状であると考えられる。

(70) 『石山寺所蔵聖教目録裏文書』所収の永暦二(一一六一)年八月十三日付沙弥覺西起請文(『平安遺文』三一六〇号)、応保二(一一六二)年閏十月八日付僧嚴成起請文(『平安遺文』三二九号)、永万二(一一六六)年三月二十二日付散位足羽友包起請文(『平安遺文』三三八七号)など。

(71) 増補史料大成『兵範記』。東京大学史料編纂所架蔵写真帳を確認したところ、「誓」字に見せ消しをして「祭」字を記している

(72) 増補史料大成『山槐記』治承三(一一七九)年正月十五日条も参照。

(73) 例えば、前掲註(10)佐藤著は「上申文書」の一つに起請文を分類している(一三二二頁など)。

(74) 「僧綱申文裏文書」、『鎌倉遺文』七九三号。この史料については副田秀二「肥後国鹿子木莊についての再検討」(『熊本史学』六六・六七合併号、一九九〇年)六五一六七頁。

(75) 兼貞珍光時論田勘注案(近衛家本知信記大治二年至五年卷裏文書)、『平安遺文』一九九九号)。『平安遺文』の出典表記は「天治二年」となっているが、これは誤記である。

(76) 詳しい経緯は不明であるが、この文書が光時の側の権利

文書として伝来している点を踏まえると、結局、貞方は起請文を書かせられなかつたらしい。

(77) 今泉荘預所が下文を発給している点から、摂関家領今泉荘内の土地をめぐる相論のようみえるが、論田勘注案の配列から考えると、係争地は国分寺領の大園田四段一八〇歩であり、今泉荘と直接の関係は確認できない。預所が近隣有力者として仲裁を行つたのか、貞方が今泉荘に属する人間（寄人）であるか、何れかの場合が想定される。

(78) 保元元年十一月二十二日付山城國貢御人藤原經成解（『京都大学所蔵兵範記保元二年冬卷裏文書』、『平安遺文』二八五八号）。

(79) 浄妙寺は藤原道長建立の藤原氏墓寺である（佐藤健治「摂関家氏寺と御願寺」（『中世権門の成立と家政』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九五年）二五七頁註（一九九〇））。

(80) 「立券」「立日記」「立起請」のように、「証人マタハ証拠ヲ立ツル」（『日葡辞書』）事に関連して「立」の動詞が用いらることに注意しておきたい。

(81) 地域社会における「日記」の先行研究として、酒井紀美「風聞と検断」（『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年、初出一九八六年）、榎原雅治「莊園文書と惣村文書の接点」（『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九六年）。

(82) 仁平二年三月十八日付神戸司牒案（『興福寺本信円筆因明四相違裏文書』、『平安遺文』二七五四号）。

(83) 寛治七（一〇九三）年十二月二十五日付官宣旨（『百巻本東大寺文書四十一号』、『平安遺文』一三三二七号）。

(84) 秋宗康子「保証刀禰について」（『史林』四四卷四号、一九六一年）、斎藤利男「11～12世紀の郡司・刀禰と国衙支配」（『日本史研究』二〇五号、一九七九年）など。

(85) 川端新「莊園制的文書体系の成立まで」（『莊園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九八年）一二七頁。

(86) 「東大寺文書」、『平安遺文』三五〇九号。

(87) 袖と奥の花押が覚仁に比定される点は、久野修義「覚仁考—平安末期の東大寺と惡僧—」（『日本中世の寺院と社会』塙書房、一九九九年、初出一九九〇年）一五五頁。

(88) 嘉応元年八月日付黒田莊莊官等解（『東京大学所蔵東大寺文書』、『平安遺文』三五一一号）。

(89) 本所裁判において、事情を知る莊園在地の莊官への問い合わせが行われたことは、別稿「日本中世における本所裁判権の形成—高野山領莊園を中心にして—」（『人民の歴史学』掲載予定）参照。

(90) 本所法が「預所や大衆のように権門と在地との結節点に位置する存在」のレヴェルで生成する点については、拙稿「院政期の挙状と権門裁判—権門の口入と文書の流通—」（村井章介編『人のつながり』の中世』山川出版社、二〇〇八年）も参照。

(91) このことは平安期国衙の文書行政の浸透具合を考える手がかりともなる。なお預所の起請文利用は、鎌倉期の地頭の起請文利用（「追加法」二九四条）につながるのであろう。

日本中世前期における起請文の機能論的研究（佐藤）

三六(一八六)

(92) 前掲註(10) 佐藤進一著、二三九頁、及び前掲註(4) 佐藤弘夫著など。

(93) 義江彰夫「『関東御式目』作者考」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年) 二五八・二五九頁。三上喜孝「久原本『貞永式目』所引『唯淨裏書』考」(『遙かなる中世』一五号、一九九六年) も参照。

(94) 池内義資編『中世法制史料集 別巻』(岩波書店、一九七八年) 一二六頁。

(95) 上杉和彦「摂関院政期の明法家と朝廷」(『日本中世法体系成立史論』校倉書房、一九九六年、初出一九八六年) 七四頁も参照。

但し、律令制において律令引用義務は判断処理の正当性を上司に申し立てるためのものではない。本来的には必ずしも訴訟当事者を意識したものではない。詳しくは別稿「中世前期の勘状と裁許」(『日本史研究』掲載予定) 参照。

(96) 「内閣文庫所蔵大乗院文書明法条々勘録」、『鎌倉遺文』九七五七号。

(97) 『日本思想体系 中世政治社会思想 下巻』(岩波書店、一九八一年) 三七〇頁、今江広道「法家中原氏系図考証」(『書陵部紀要』二七号、一九七五年)。

(98) 貞永元(一二三二) 年九月十一日付北条泰時書状(「御成敗式日後付」、『鎌倉遺文』四三七三号)。

(99) 羽下徳彦「領主支配と法」(『岩波講座日本歴史 中世1』岩波書店、一九七五年) 一九三頁以下、保立道久「中世初期の国家と庄園制」(『日本史研究』三六七号、一九九三年)、前掲註

(90) 拙稿一五九頁も参照。

(100) 『中世法制史料集 第一巻』二八一三〇頁。「御成敗式目」の性格については笠松宏至「中世の法典」(『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年)。

(101) 笠松宏至「中世の政治社会思想」(前掲註(100) 同著所収、初出一九七六年) 一八一頁。北条泰時が実際に訴訟審議への口入を拒否した事例は、筧雅博「法廷に集う人々」(笠松宏至編『中世を考える 法と訴訟』吉川弘文館、一九九二年) 一〇五頁参考。

(102) 弘長元年二月二十日付関東新制事書(「式目追加条々」、『鎌倉遺文』八六二八号)、「追加法」三五〇条。

(103) 元久元年九月日付黒田荘百姓申状案(「東大寺図書館所蔵俱舍論第八十九卷抄裏文書」、『鎌倉遺文』一四七七号)。

(104) 「沙汰未練書」(『中世法制史料集 第二巻』岩波書店、第一刷、一〇〇一年) 三六九頁。

(105) 新田一郎「書評 大山喬平編『中世裁許状の研究』」(『日本史研究』五六九号、二〇一〇年) 六三・六四頁。前掲註

(106) 篓論文、一〇七頁は、「やんごとなき向きのかかわる訴は、ほんらい、審議機関にかけることなく処理され」ており、「三問三答制を忌避する心情」が存在したと指摘する。

(107) 「御成敗式目」の性格及び「関東御家人・守護所・地頭」への周知の有無については議論があるが、式目制定直後から非御家人による式目の引用がみられる点を踏まえれば(上杉和彦「鎌倉幕府法の効力について」(前掲註(95) 上杉著所収、初出

一九八七年)一五五頁)、何らかの形で幕府外部に伝播したことは確実である。その際、「起請之詞」も伝わったと考えられ、幕府訴訟における理非決断をアピールする効果をもつたと想定される。起請文が第三者へのアピールとしての効力をもち得たことは、吳座勇一「奉納型一揆契状と交換型一揆契状」(『史学雑誌』一一六編一号、一〇〇七年)も参照。なお加島美和「法と神慮—御成敗式日起請文の再考—」(『日本史の方法』二号、一〇〇五年)が、北条泰時がそれまで「法文と対峙関係にあつ」た「神慮」を取り込むことで「法文に基づいて裁断の是非を決定するシステム」を構築したと論じている。

(107) 公家法における律令については、佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、二〇〇一年、初版一九八三年)、早川庄八『中世に生きる律令』(平凡社、一九八六年)参照。

(108) 『平戸記』仁治元年二月二十日条。

(109) 「九条家文書」、『鎌倉遺文』六七二〇号・六八一七号。

(110) 前掲註(107)佐藤著、一六九頁。

(111) 『勘仲記』弘安九年十二月二十四日条。

(112) 前掲註(10)佐藤著、二二七頁。前掲註(99)も参照。

(113) 宮内庁書陵部所蔵伏見宮本。翻刻は、森茂暎『増補改訂南北朝期公武関係史の研究』(思文閣出版、二〇〇八年、初版一九八四年)二五四—二五六頁、及び前掲註(107)佐藤著、一七四頁を参照。この規定を延慶法(延慶二(一三〇九)年成立)に確認し得ないことは、森茂暎「『延慶法』の紹介」(『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年)三八二—三八四頁

参照。

(114) 慈恵(良源)の起請文とは天禄元(九七〇)年の「二十六箇条起請」(『芦山寺文書』、『平安遺文』三〇三号)を指すと思われるが、これは神仏を勧請した起請文ではなく、古代的な「起請」である。但し、『古今著聞集』(十六、興言利口)の説話にみられるように、鎌倉前期には良源を起請文の起源に結び付ける言説が生まれていた。

(115) この相論は中世商業史・神人史において膨大な研究史を有するが、法制史的研究としては利光三津夫・吉田通子「康永2年祇園社綿座相論考—南北朝期使序裁判の一例として」(『法学研究』六〇巻八号、一九八七年)がある。なお本稿では増補統史料大成『八坂神社記録』を用いたが、東京大学史料編纂所架蔵の写真帳によって適宜字を改めた。

(116) 正中二年九月日付備後小童保文書目録(『山城八坂神社文書』、『鎌倉遺文』二九二二号)、年月日未詳備後小童保文書目録(『山城八坂神社文書』、『鎌倉遺文』二九二四号)。

(117) 佐藤進一『室町幕府論』(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六三年)一四六頁。

(118) このような観点からの日本の「社会史」批判については、前掲註(9)清水著、九頁参照。

(119) 岩波敦子『誓いの精神史—中世ヨーロッパの「ことば」と「こところ」—』(講談社、一〇〇七年)。

【附記】 本稿は平成二十二年度及び二十三年度科学的研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。